

文書名	認証業務規程別表 1
管理番号	B 0 1 - 0 7
承認日	2017年12月18日

認証業務規程別表 1 認定手数料の額および徴収方法（第 9 条関係）

1. 認証手数料

有機農産物についての生産行程管理者

ほ場・採取場・栽培場（原木林地栽培）の申請ほ場面積

申請ほ場面積	認証手数料
10アール以内	32,400円
20アール以内	35,100円
30アール以内	37,800円
40アール以内	43,200円
50アール以内	48,600円
75アール以内	54,000円
100アール以内	59,400円
150アール以内	64,800円
200アール以内	70,200円

*200アールを超える場合は30アールごとに3,240円を加算。
 *グループ申請の場合は2名以降11名まで1名につき12,960円を加算する。12名以降は1名につき10,800円を加算する。
 *グループ申請でなくても申請ほ場等が複数県にまたがるなど広範囲の場合は地区毎に2地区以降1地区について12,960円を加算する。

施設栽培きのこ・スプラウト類

個人の生産行程管理者／ 75,600円

団体及び法人の生産行程管理者／129,600円

有機加工食品についての生産行程管理者

個人の生産行程管理者／ 75,600円

団体及び法人の生産行程管理者／129,600円

小分け業者

個人の生産行程管理者／ 75,600円

団体及び法人の生産行程管理者／129,600円

※ただし二種類の農林物資について小分けする事業者にあつては一方の認証手数料を半額に減免する。

2. 認証手数料の徴収方法

申請書受理通知が当該登録認証機関から申請者に届いてから10日以内に郵便振替もしくは銀行振込にて納付する。

(附則)

1. この別表は2010年3月1日より施行する
2. 2013年 2月23日改定
3. 2014年 2月11日改定、同年4月1日より発効
4. 2014年 6月28日改定

5. 2017年 1月31日改定
6. 2017年 7月26日改定
7. 2017年12月18日改定、2018年4月1日より発効

文書名	認証業務規程別表 2
管理番号	B 0 2 - 0 7
承認日	2017年12月18日

別表 2 年次確認調査手数料の額および徴収方法（第10条第1項関係）

1. 年次確認調査手数料

有機農産物についての生産行程管理者

ほ場・採取場・栽培場（原木林地栽培）の認証ほ場面積

認証ほ場面積	調査手数料
10アール以内	32,400円
20アール以内	35,100円
30アール以内	37,800円
40アール以内	43,200円
50アール以内	48,600円
75アール以内	54,000円
100アール以内	59,400円
150アール以内	64,800円
200アール以内	70,200円

*200アールを超える場合は30アールごとに3,240円を加算。
 *グループ認証の場合は2名以降11名まで1名につき12,960円を加算する。12名以降は1名につき10,800円を加算する。
 *グループ認証でなくても認証ほ場等が複数県にまたがるなど広範囲の場合は地区毎に2地区以降1地区について12,960円を加算する。

施設栽培きのこ・スプラウト類

個人の生産行程管理者／ 75,600円

団体及び法人の生産行程管理者／129,600円

有機加工食品についての生産行程管理者

個人の生産行程管理者／ 75,600円

団体及び法人の生産行程管理者／129,600円

小分け業者

個人の生産行程管理者／ 75,600円

団体及び法人の生産行程管理者／129,600円

※ただし二種類の農林物資について小分けする事業者にあつては一方の調査手数料を半額に減免する。

2. 年次確認調査手数料の徴収方法

年次確認調査通知が当該登録認証機関から認証事業者に届いてから10日以内に郵便振替もしくは銀行振込にて納付する。

(附則)

1. この別表は2010年3月1日より施行する
2. 2013年 2月23日改定
3. 2014年 2月11日改定。同年4月1日より発効
4. 2014年 6月28日改定

5. 2017年 1月31日改定
6. 2017年 7月26日改定
7. 2017年12月18日改定、2018年4月1日より発効

文書名	認証業務規程別表 3
管理番号	B 0 3 - 0 5
承認日	2018年3月11日

別表 3 再調査手数料の額及び徴収方法（第10条第2項関係）

1. 再調査手数料

有機農産物についての生産行程管理者

1 件の再調査につき21,600円

有機加工食品についての生産行程管理者

1 件の再調査につき21,600円

小分け業者

1 件の再調査につき21,600円

※上記の再調査手数料には実地調査に要した時間に加え往復に要した時間、実地調査報告書作成、判定に要する経費をすべて含む。

2. 再調査手数料の按分について

再調査は認証業務規程第32条で求めた回答について、もしくは第34条第4項で求めた是正について、全面的または部分的な再調査が必要であると判定会が認めたときに行われるものであるが、再調査の実施の原因があきらかに認証申請者もしくは認証事業者の側にある場合は再調査に要した再調査手数料は全額を認証申請者もしくは認証事業者が負担するものとする。再調査の実施の原因があきらかに本会の側にある場合は再調査に要した再調査手数料は全額を本会が負担するものとする。そのどちらでもない場合は再調査後に本会と認証申請者もしくは認証事業者との間で協議して按分を決定するものとする。

3. 再調査手数料の徴収方法

再調査手数料は実地調査後、請求書が当該登録認証機関から認証申請者もしくは認証事業者に届いてから10日以内に郵便振替もしくは銀行振込にて納付する。

附則

1. この別表は2010年3月1日より施行する
2. 2013年11月30日改定
3. 2014年 2月11日改定、同年4月1日より発効
4. 2017年 1月31日改定
5. 2018年 3月11日改定、2018年4月1日より発効

文書名	認証業務規程別表 4
管理番号	B 0 4 - 0 5
承認日	2017年12月18日

別表 4 臨時確認調査手数料の額および徴収方法（第10条第3項関係）

1. 臨時確認調査手数料

(1) ほ場・採取場・栽培場（原木林地栽培）の申請ほ場面積

申請ほ場面積	調査手数料	
10アール以内	21,600円	*200アールを超える場合は30アールごとに2,160円を加算。
20アール以内	23,760円	*グループ申請の場合は2名以降11名まで1名につき12,960円
30アール以内	25,920円	を加算する。12名以降は1名につき10,800円を加算する。
40アール以内	28,080円	*グループ申請でなくても申請ほ場等が複数県にまたがるな
50アール以内	30,240円	ど広範囲の場合は地区毎に2地区以降1地区について12,960
75アール以内	32,400円	円を加算する。
100アール以内	34,560円	
150アール以内	36,720円	
200アール以内	38,880円	

(2) 上記以外の臨時確認調査

有機農産物についての生産行程管理者

1 件の臨時確認調査につき21,600円

有機加工食品についての生産行程管理者

1 件の臨時確認調査につき21,600円

小分け業者

1 件の臨時確認調査につき21,600円

※年次確認調査時に併せて変更届に伴う臨時確認調査を実施する場合は別表 2 の手数料を徴収する。

※上記（1）（2）（3）の臨時確認調査手数料には実地調査に要した時間に加え往復に要した時間、実地調査報告書作成、判定に要する経費をすべて含む。

2. 臨時確認調査手数料の徴収方法

臨時確認調査手数料は実地調査後、請求書が当該登録認証機関から認証事業者に届いてから 10 日以内に郵便振替もしくは銀行振込にて納付する。

(附則)

1. この別表は2010年3月1日より施行する
2. 2013年 2月23日改定
3. 2014年 2月11日改定。同年4月1日より発効
4. 2017年 1月31日改定

5. 2017年12月18日改定、2018年4月1日より発効

文書名	認証業務規程別表 5
管理番号	B 0 5 - 0 4
承認日	2018年3月11日

別表 5 緊急確認調査手数料の額及び徴収方法（第10条第4項関係）

1. 緊急確認調査手数料

有機農産物についての生産行程管理者

1 件の緊急確認調査につき21,600円

有機加工食品についての生産行程管理者

1 件の緊急確認調査につき21,600円

小分け業者

1 件の緊急確認調査につき21,600円

※上記の緊急確認調査手数料には実地調査に要した時間に加え往復に要した時間、実地調査報告書作成、判定に要する経費をすべて含む。

2. 緊急確認調査手数料の按分について

緊急確認調査は認証事業者が認証事項の変更をしたことを知ったとき、もしくは第三者からの情報提供その他の方法により認証事業者が認証の技術的基準に適合しないおそれのある事実を把握したときに緊急に行われるものであるが、緊急確認調査の結果あきらかに認証の技術的基準に適合しないことが判明した場合はそれに要した緊急確認調査手数料は全額を認証事業者が負担するものとする。緊急確認調査の結果あきらかに認証の技術的基準に適合していたことが判明した場合はそれに要した緊急確認調査手数料は全額を本会が負担するものとする。そのどちらでもなかった場合は緊急確認調査後に本会と認証事業者との間で協議して按分を決定するものとする。

3. 緊急確認調査手数料の徴収方法

緊急確認調査手数料は実地調査後、請求書が当該登録認証機関から認証事業者に届いてから 10 日以内に郵便振替もしくは銀行振込にて納付する。

附則

1. この別表は2010年3月1日より施行する
2. 2014年2月11日改定。同年4月1日より発効
3. 2017年1月31日改定
4. 2018年 3月11日改定、2018年4月1日より発効

文書名	認証業務規程別表 6
管理番号	B 0 6 - 0 5
承認日	2018年3月11日

別表 6 実地調査に伴う宿泊費および交通費等

1. 実地調査に伴う宿泊費

実地調査に宿泊を伴う場合の宿泊費は10,000円を超えない範囲で認証申請者もしくは認証事業者が実費を負担する。

2. 交通費等

検査員の自宅から実地調査場所までの間で、公共交通機関およびタクシー等を利用した実費を請求することができる。

(1) 飛行機を利用した場合

- ・ファーストクラス、ビジネスクラスは請求することができない。

(2) 鉄道を利用した場合

- ・グリーン車料金は請求することができない。

(3) 船舶を利用した場合

- ・1等船室以上は請求することができない。

(4) 車を利用した場合

- ・距離数（k m）に30円を乗じた額
- ・有料道路を利用した場合の利用料金
- ・有料駐車場を利用した場合の利用料金

3. 実地調査に伴う宿泊費および交通費等の按分について

(1) 複数の事業者を同時期に調査するとき交通費等の実費を当該事業者で按分することができる。

(2) 再調査の場合

認証業務規程別表 3 の 2 「再調査手数料の按分について」の考え方に基づいて本会もしくは認証申請者もしくは認証事業者が負担する。

(3) 緊急確認調査の場合

認証業務規程別表 5 の 2 「緊急確認調査手数料の按分について」の考え方に基づいて本会もしくは認証事業者が負担する。

4. 宿泊費および交通費等の徴収方法

実地調査に伴う宿泊費および交通費等については実地調査当日に精算する。もしくは実地調査後、請求書が当該登録認証機関から認証事業者に届いてから10日以内に郵便振替もしくは銀行振込にて納付する。

(附則)

1. この別表は2010年3月1日より施行する
2. 2014年12月6日改定
3. 2016年 7月2日改定
4. 2017年 1月31日改定
5. 2018年 3月11日改定、2018年4月1日より発効

文書名	認証業務規程別表 7
管理番号	B 0 7 - 0 3
承認日	2018年3月11日

別表 7 日本国外における調査に伴う実費および交通費等

1. 日本国外において調査を行う際に生ずる宿泊・通訳・予防注射・査証手数料・外貨交換手数料・入出国税・空港利用税等の付随的費用は実費を請求することができる。

2. 交通費等

検査員の自宅から実地調査場所までの間で、公共交通機関およびタクシー他を利用した実費を請求することができる。

(1) 飛行機を利用した場合

- ・ファーストクラス、ビジネスクラスは請求することができない。

(2) 鉄道を利用した場合

- ・グリーン車クラス料金は請求することができない。

(3) 船舶を利用した場合

- ・1等船室以上は請求することができない。

(4) 車を利用した場合

- ・距離数 (k m) に30円を乗じた額
- ・有料道路を利用した場合の利用料金
- ・有料駐車場を利用した場合の利用料金

3. 付随的費用および交通費等の徴収方法

日本国外において調査を行う際に生ずる付随的費用および交通費等については実地調査後、請求書が当該登録認証機関から認証申請者もしくは認証事業者に届いてから10日以内に郵便振替もしくは銀行振込にて納付する。

(附則)

1. この別表は2010年3月1日より施行する
2. 2017年 1月31日改定
3. 2018年 3月11日改定、2018年4月1日より発効

文書名	認証業務規程別表 8
管理番号	B 0 8 - 0 5
承認日	2018年3月11日

別表 8 講習会の料金（第12条第1項関係）

1. 講習会の料金

認証業務規程第 4 5 条に基づいて行う講習会の料金は以下の表のとおり。

通常	4 3, 2 0 0 円	(内 3, 2 0 0 円は消費税)
本会会員	2 7, 0 0 0 円	(内 2, 0 0 0 円は消費税)

2. 出張講習会の講師派遣に必要な費用

本会事業所以外の場所において開催する講習会（出張講習会）に要する講師派遣の実費は、認証業務規程別表 6 に定める実地調査に伴う宿泊費および交通費等と同様とする。

（附則）

1. この別表は2010年3月1日より施行する
2. 2014年 2月11日改定。同年4月1日より発効
3. 2015年 6月9日改定
4. 2017年 1月31日改定
5. 2018年 3月11日改定、2018年4月1日より発効

文書名	認証業務規程別表 9
管理番号	B 0 9 - 0 3
承認日	2018年3月11日

別表 9 交付手数料の額及び徴収方法（第12条第2項関係）

1. 交付手数料

財務諸表等の書面の謄本または抄本による交付 1,080円＋送料実費

財務諸表等の電磁的記録を電磁的方法による交付 1,080円＋送料実費

2. 交付手数料の徴収方法

請求書が当該登録認証機関から申請者に届いてから10日以内に郵便振替もしくは銀行振込にて納付する。

（附則）

1. この別表は2010年3月1日より施行する
2. 2014年 2月11日改定、同年4月1日より発効
3. 2018年 3月11日改定、2018年4月1日より発効

文書名	認証業務規程別表10
管理番号	B 1 0 - 0 4
承認日	2018年3月11日

別表 1 0 資料代および再交付手数料の額及び徴収方法（第12条第3項および第4項関係）

1. 資料代

(1) 申請マニュアル

1,080円＋送料実費（電子メールによる場合は無料）

(2) 清刷（有機 J A S マーク）

540円＋送料実費（電子メールによる場合は無料）

2. 再交付手数料

(1) 認証書

1,080円＋送料実費

(2) 修了証

1,080円＋送料実費

(3) 年次確認調査終了通知書

540円＋送料実費

2. 資料代・再交付手数料の徴収方法

請求書が当該登録認証機関から申請者に届いてから 1 0 日以内に郵便振替もしくは銀行振込にて納付する。

（附則）

1. この別表は2010年3月1日より施行する
2. 2014年 2月11日改定、同年4月1日より発効
3. 2017年 7月26日改定
4. 2018年 3月11日改定、2018年4月1日より発効